

野洲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 7 年 3 月

野 洲 市

1. 目的

野洲市耐震改修促進計画に定めた住宅の耐震改修の目標を達成するためには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要となります。

そこで、野洲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

2. 位置付け

野洲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、野洲市耐震改修促進計画「3. 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標」及び「4. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項」の取組として位置付け策定するものとします。

3. 取組内容・目標・実績

(1) 計画

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- ①木造住宅に耐震診断員を派遣する無料耐震診断を実施
- ②木造住宅の耐震改修費（補強設計費等を含む）に対する一部補助を実施

【普及・啓発等】

- ①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・固定資産税の納税通知に耐震診断及び耐震改修について啓発文書を掲載します。
- ②耐震診断実施済みの住宅所有者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果を報告する際に、市の耐震改修に関する補助制度のチラシを同封します。
 - ・耐震診断実施後、耐震改修を行っていない全ての住宅所有者に対して、耐震改修を促進する文書を送付します。
- ③改修事業者の技術力向上等
 - ・県が実施する「滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会」を共催として行います。
 - ・県が作成する「滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿」を市においても公開します。
- ④市民への周知
 - ・市の広報やホームページを用い、補助制度の周知を実施します。
 - ・補助制度について掲載されたチラシを配布します。
 - ・市の施設において耐震化に関する資料の展示を実施します。

令和 7 年度目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された市内の木造住宅が対象となります。

- ・ 木造住宅耐震診断員派遣事業実施数 10 件
- ・ 木造住宅耐震補強案作成事業実施数 10 件
- ・ 木造住宅耐震改修等補助事業実施数 1 件

(2) 自己評価

令和 6 年度の取組内容

【財政的支援】

木造住宅に耐震診断員を派遣する無料耐震診断及び無料補強案作成を実施しました。

【普及・啓発等】

補助事業の概要を市のホームページや広報誌に掲載しました。

また、啓発チラシを作成し、自治会回覧により周知を図りました。

令和 6 年度の実績

- ・ 木造住宅耐震診断員派遣事業実施数 8 件
- ・ 木造住宅耐震補強案作成事業実施数 9 件
- ・ 木造住宅耐震改修等補助事業実施数 1 件

参考：令和 5 年度までの実績

(単位：件)

	R 5 (2023)	R 4 (2022)	R 3 (2021)	R 2 (2020)	R1 以前 (～2019)
耐震診断員派遣事業	7	9	5	5	301
耐震補強案作成事業	6	9	5	5	31
耐震改修等補助事業	0	1	0	0	15

※耐震補強案作成事業は平成 28 年度から実施しています。

前年度（令和 6 年度）の課題

広報誌や市のホームページ等によって耐震診断や耐震改修の実施を促進しましたが、申し込み数が少なく、補助制度の周知・利用促進をより一層図る必要があります。

改善策

住宅所有者に対して啓発文書の送付や、チラシの作成、過去に耐震診断制度を利用された方に対して耐震改修補助事業の案内を送付するなどして利用促進を図ります。5 月の広報誌掲載直後は申請者が一時的に増えますが、月日の経過と共に申請数が低迷するため、6 月末頃に市 LINE への情報の掲載、8 月頃に自治会へチラシを回覧することにより再度申請者を募ります。

また、耐震化に関する資料を展示するなどして、広く一般に啓発を行います。